

好評につき  
増刷！



中小企業組合

# 理事百科

第2版

清水透著

2015年9月発行 / A5判 / 340頁  
定価 2,420円(本体 2,200円+税) / 送料別途

組合の概要から種類・組合員・総会・役員・理事・事業や判例まで、多岐にわたりポイントを突いた解説と説明をふんだんに収録。

## ◆ 目次 ◆

はじめに

### 【1 原理・原則編】

- 1 中小企業の組合はなぜ必要なのか
- 2 中小企業は「経済の活力の源泉」その連携組織は多様化している
- 3 組合の法律は多種多様、中小企業組合の特徴と現状
- 4 企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合の概要
- 5 組合の設立は四人から、なぜ二・三人で設立できないのか
- 6 組合は「人的結合体」、「資本の結合体」の会社とどう違う
- 7 株主は出資者に過ぎない。組合員は顧客で出資者でパートナー
- 8 相互扶助とは”皆で櫂を持ち舟を漕ぐ”関係
- 9 赤字補填の分担金、組合員に負担義務はあるか
- 10 連携組織は、営利 ⇄ 非営利、公益 ⇄ 非公益で分けるのが基本
- 11 中小企業が連携して何かするときの事業体の選択肢
- 12 組合と会社どっちがよいか、ショピング・センター
- 13 中小企業組合と一般社団法人の違い
- 14 「組合」と名のつく事業体の違い 組合契約・LLP・法人組合
- 15 NPOは不特定多数のために活動、資金集めと設立手続に特徴

### 【2 組合員編】

- 1 組合員の権利・義務・責任
- 2 加入・脱退は自由、だが、いつでもできるわけではない
- 3 行方不明組合員は、法定脱退か自由脱退か

- 4 自由脱退を年度末ではなく、年度中に認めることは可能か
- 5 支店は組合に加入できないが、支店があれば組合に加入できる
- 6 個人事業者が法人成りし、一年後に倒産、持分払戻は誰に
- 7 組合員破産、組合が有する債権と持分を相殺してよいか
- 8 組合員が民事再生を申請した、申請時点で債権債務を相殺したい
- 9 税務署が組合員の持分差押え、組合が有する債権はどうなる
- 10 組合員の持分を譲り受けた、と債権者が組合に譲渡承諾を請求
- 11 組合の財産評価は「時価」とした最高裁判例「中村センター事件」
- 12 全額払戻だが出資額しか戻さず、脱退者から全額を請求された
- 13 組合員への貸付金等の不良債権がある場合の組合財産評価

### 【3 総会編】

- 1 総会について組合と会社の違いは、経営計画と役員選出にあり
- 2 総会が理事長の選出方法を指示、理事会はそれに従うべきか
- 3 監査報告がないまま、総会で決算承認してよいか
- 4 組合員全員が集まつたら、総会招集手続の省略が可能
- 5 電話による理事会招集通知 回覧板による総会招集通知
- 6 緊急議案で特別議決事項を決議してもよいか
- 7 代表権のない専務取締役は、理事長になれるが議長になれない
- 8 総会決議の取消し、不存在・無効確認、の

訴えの違い

### 【4 役員編】

- 1 理事は何をする人か、組合員を幸福にする人である
- 2 理事と取締役の仕事の違いは、所有と経営の分離から生じる
- 3 組合と理事の関係は委任契約、任務を怠れば損害賠償責任も
- 4 理事は組合のために善良かつ忠実に職務を行う
- 5 善管義務と忠実義務の具体的イメージ
- 6 専務理事急死で発覚、一億円超の使途不明金
- 7 金融担当理事が、勝手な審査をして組合員からクレーム
- 8 理事会では、黙っていると賛成とみなされ責任発生
- 9 役員の責任は総会の特別議決で一定額まで免除可能
- 10 理事定数の下限割れで残任義務、三分の一超の欠員で補充義務
- 11 組合員会社が脱退、その会社選出の理事は退任か
- 12 自己の土地を組合に売る理事、組合の土地を抵当に入れる理事
- 13 理事の自己契約は、理事会承認ですべて有効な取引になるのか
- 14 専務理事が自己の土地を組合に売却、理事・局長の対応は
- 15 競業禁止で理事になれない? 資格事業以外で組合事業と競争
- 16 同種の事業を行う新組合設立、両組合の理事には競業禁止適用か
- 17 公的資金の連帯保証とその後の理事の経営責任
- 18 理事会で黙っていて、総会で反対する理事
- 19 監事の業務監査権は業務の適法性まで妥当性には及ばない (裏面へ続く)



全国共同出版

TEL: 03-3359-4811 FAX: 03-3358-6174 [www.zenkyou.com](http://www.zenkyou.com)

## 目次（続き）

『中小企業組合 理事百科』第2版 清水透 著  
2015年9月発行 / A5判 / 340頁  
定価 2,420円（本体2,200円+税）/ 送料別途

### 【5 理事会編】

- 組合事務所を理事会議決で売却、総会で決めなくてよいのか
- 中協法・定款例が規定する、理事会の議決事項・報告事項
- 理事会は誰がどんな時に招集できるのか
- 理事会の「決議省略」とは、どういうことか
- 理事会の通知が一部漏れた、決議は無効になるか
- 理事が定数割れしても、過半数出席で理事会は可能か
- 理事会途中で定足数を割っても、可決要件を満たせば可決か
- 理事会議事録は印鑑必要、総会議事録は不要、なぜ？
- 後継者である息子が代理出席、イベント議案の理事会だから
- 理事会で緊急議案を審議可能か？「もちろん可能です」
- 理事長解任議案で、理事長は特別利害関係人か
- 三役会は非公式な機関ながら、活躍の機会は増えているかも
- 理事会の傍聴・議事録閲覧は、組合員が自由に行えるか
- 決算関係書類は監査後に理事会で承認する
- 組合員が理事会招集を請求、応じる義務はあるか

### 【6 理事長編】

- 社長と理事長の違いは、株主と組合員の期待の相違
- 理事長は代表理事だが、代表理事は理事長でなくてもよい
- 理事長と専務理事の投割と責任
- 「名前だけだよ」といって就任した理事長の責任
- 代表理事の残任義務は、理事を降りても継続するか
- 得票数の多い者を理事長にする慣行は有効か
- 融資限度額の引上げを企てるワンマン理事長を抑えたい
- 理事長が死亡、副理事長が理事長代行のままでよいか
- 理事長のほかに「会長」を置くことは可能か
- 理事長会社が地区外へ移転し法定脱退、理事長の席はいかに
- 会社の工場を組合が買取り、社長と理事長で契約締結
- 理事長の行為で金融機関に損害 第三者への賠償が命じられた例
- 定款事業にない仕入保証に新任理事長が理事長印を押した

- 次世代リーダーの育て方～商店街組合のケース～

### 【7 役員選出編】

- 組合員会社の営業部長の理事資格と役員の欠格事由
- 理事に定年制を設けるよう青年部から要請
- 組合は選挙、会社は選任、役員選出のこの違いは何か
- 選挙制度は、候補者を募る方法とオーブンな方法に分かれること
- 連記式無記名投票において、定数全部を連記させるのは危険
- 指名推選制の選挙で反対者が出た場合の対応
- 投票制で選挙したら理事・監事の両方に当選した者が出た
- 委任状に「議決権」の文字だけ、選挙権は委任できないか
- 指名推選制の選挙における書面出席の方法
- 同姓の者が二人立候補、苗字のみ記載の票は無効か
- 理事定数を減らした。その総会で新定数の選挙は可能か
- リコールの手順と総会決議で解任できない理由
- 理事会出席率の悪い理事を名指しでリコールは可能か

### 【8 事業編】

- 組合員からお金をもらう事業と組合の外からお金をいただく事業
- 共同購買事業は意外と難しい、仕入価格の開示でも効果はある
- 共同受注事業は情熱を結集し、真剣に取り組む価値のある事業
- 官公需適格組合になると仕事が受注できると聞いた
- 直接奉仕の原則を厳格にすると新規事業にチャレンジできない
- 公平奉仕の原則は、特定の組合員のための事業を認めるか
- 新分野にチャレンジする中小企業を共同事業で支援
- 組合は独禁法適用除外、カルテル行為は許されるのか
- 事業の利用強制は不可能ではない？が難しい

### 【9 統制編】

- 組合チェック・システム
- 所管行政庁の業務改善命令は、どんな時に出るか

- 同じ人が代表理事に再選、変更登記を怠っていたら罰金

### 【10 組合活性化編】

- 公的支援に依存した組合活性化
- 理事、組合員、事務局の声に見る組合の状況
- 不活性要因Ⅰ 組織資源の不足「本気の人・お金・団結の核・対話」
- 不活性要因Ⅱ 事務局軽視、「俺は理事で、お前は職員だ」
- 不活性要因Ⅲ 組合業務の理解不足、所管行政庁との関係
- 不活性要因Ⅳ リーダー不在、ワンマン理事長待望論
- 活性化策Ⅰ 核になるビジネスモデルの構築
- 活性化策Ⅱ 地域の幸福追求 CSVの実践
- 活性化策Ⅲ 革新を生むQPMサイクルの場

### 【11 裁判事例編】

- 脱退者に対する持分払戻  
事例1 組合財産の評価は時価とする～中村センター事件～  
事例2 組合財産額を総会で「簿価」と議決して有効  
事例3 定款は全額払戻だが慣例で「出資額」の払戻
- 有限責任と負担の強制の関係  
事例4 解散に際して負債残額の負担強制  
事例5 赤字補填のための特別賦課金の徴収  
事例6 アーケード建設のための増資と利用料等の徴収
- 組合事業  
事例7 共同販売事業の利用強制  
事例8 共同購買事業の利用強制  
事例9 定款にない仕入保証を理事長が契約
- 社長と理事長、そして役員選挙  
事例10 会社の社長と組合の理事長の権限の違い  
事例11 「名前だけだよ」といって就任した理事の責任  
事例12 議長が候補者を呼び上げ、拍手承認の選挙

参考図書・補注・索引



全国共同出版

TEL: 03-3359-4811

FAX: 03-3358-6174

www.zenkyou.com